

## ◆核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書

### 意見案第3号

#### 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書

「ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ、ノーモア・ヒバクシャ」この訴えは、核兵器廃絶と恒久平和を願う私たち被爆国民の心からの叫びである。しかし、核兵器は未だに世界に約2万1千発も存在し、核兵器の脅威から人々は、解放されていない。

2000年の核拡散防止条約（NPT）再検討会議では、全面的な核兵器廃絶を約束したはずが、2005年の同会議では実質的な合意ができず、核軍縮はもとより核不拡散体制そのものが危機的状況に直面している。

アメリカ・ロシア・イギリス・フランス・中国の核保有国5カ国に加え、NPT未加盟のインド・パキスタンが核兵器を保有し、さらに事実上の保有国であるイスラエル、核兵器開発に繋がるウランを濃縮・拡大するイラン、核実験を行った北朝鮮の動向などは核不拡散体制そのものが崩壊寸前に追い込まれている。

よって、政府においては、核兵器の廃絶と恒久平和実現のため、被爆65周年を迎える2010年に開催される核拡散防止条約（NPT）再検討会議に向けて、実効性のある核兵器廃絶の合意がなされるよう核軍縮・不拡散外交へ強力に取り組まれることを要請する。

#### 記

- 1 政府は、非核三原則を堅持するとともに、平和市長会議において提唱された、2020年までに核兵器の廃絶をめざす「2020ビジョン」を支持し、その実現に向けて取り組むこと。
- 2 非核兵器地帯構想が、世界平和の維持に重要な意義を有していることに考慮し、暫時、世界各地に非核兵器地帯条約が実現するよう国際的努力を行うこと。特に、朝鮮半島と日本を含めた北東アジア非核兵器地帯構想を早急に検討すること。
- 3 核拡散防止条約（NPT）の遵守および加盟促進、包括的核実験禁止条約（CTBT）早期発効、核実験モラトリアムの継続、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）の交渉開始と早期妥結に全力で取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成22年 3月16日

北海道遠軽町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣